長期滞在客等受入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 知事は、群馬県内旅行の長期滞在化や群馬県観光振興計画2024~2027で推進する新たな旅行スタイルに資する受入環境の整備を目的として、市町村等が実施する取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 この補助金は、別表に掲げる基準等により交付するものとする。

(事業計画)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、事業計画書(別記様式第1号)を作成し、 知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(審査会の設置)

- 第4条 知事は、前条で定める事業計画等の審査のため、長期滞在客等受入促進事業審査会(以下 「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(補助金額の内示)

- 第5条 知事は、第3条の規定により提出された事業計画書について、補助金を交付することが適当 であると認めるときは、補助金の額を事業実施主体に対し内示するものとする。
- 2 補助金の内示を受けた事業実施主体は、次に揚げる場合は、別記様式第2号による変更承認申請 書(内示)を知事に提出しその承認を得なければならない。
 - (1) 事業の内容を著しく変更する場合
 - (2) 補助対象事業費が2割を超える増減をする場合
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止するとき
 - (4) その他知事が必要と認める事項

(交付申請)

- 第6条 交付申請は、別記様式第3号により行うものとし、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、交付申請をするにあたって、別記様式第3-2号による誓約書を提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税及び消費税法の一 部を改正する法律(平成6年法律第 109 号)及び地方税法の一部を改正する法律(平成6年法律第 111 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額 をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費 税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第7条 知事は、事業実施主体から前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を 審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定(以下「交付 決定」という。)をするものとする。
- 2 知事は、補助金の適正な執行を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え、条件を付して交付決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容 又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げる場合には、補助金交付決定通知を受けた日 から15日以内に、別記様式第4号による申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の交付決定を受けた事業について変更を要する場合は、あらか じめ、別記様式第5号による変更承認申請書を知事に提出しその承認を得なければならない。なお、 承認が必要な事項については、第5条第2項を準用する。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第 10 条 補助事業者は事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には 速やかに知事に報告し指示を受けるとともに、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂 行が困難となった理由及び事業の進捗状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(事業の状況報告)

第 11 条 知事から事業の進捗状況の報告を求められたときは、別記様式第 6 号による進捗状況報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、実績報告書(別記様式第7号)を提出するものとする。
- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければな らない。

(補助金の額の確定)

- 第 13 条 知事は、補助事業者から前条の規定による補助金の実績報告があったときは、その内容に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該事業者に対し通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 補助事業者が別記様式第 8 号による補助金概算払請求書を提出し、知事が必要と認めたときは、前条の規定にかかわらず、交付決定額の一部又は全部について概算払の額を決定し、当該事業者に対し、支払うことができる。

(補助金の返環)

第15条 知事は、第13条第1項の補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金 が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、第6条第2項ただし書きにより交付申請を行い、第12条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定後、別記様式第9号により、速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全額又は一部の返還を求めるものとする。

(補助金の経理)

第 17 条 補助事業者は、事業に係る経理は他の経理と明確に区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくものとする。

(取得財産の処分の制限)

- 第18条 規則第21条第2号及び第3号に規定する知事が定める財産は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という)で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。
- 2 規則第 21 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める耐用年数に相当する期間とする。
- 3 取得財産等については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するととも に、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- 4 取得財産等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する行為(以下「取得財産等の処分」という。)を行う場合は、補助事業者は、別記様式第 10 号による処分承認申請書を知事に提出し承認を得なければならない。

この場合において、取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は 一部を県に納付させることがある。

(雑則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める ものとする。

附則

この要綱は、令和6年5月28日から適用する。

補助事業者	次の構成員で組織される協議会、実行委員会、コンソーシアム等で以下の要件を満たすもの
	【構成員】
	①市町村 ②登録DMO ③観光協会 ④商工会議所 ⑤商工会
	⑥旅館組合 ⑦NPO法人 ⑧その他知事が特に必要と認める団体
	のが問題は UNFO伝入 のての他和事が行に必要と認める団体
	【要件】
	①代表者を定め、連携する団体間で協定書等が整備されていること
	②明確な会計経理を行い、事業を適正に執行できること
	③代表者は群馬県内に主たる事務所を有すること
	※補助事業者は、自己又は団体等の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者で
	あってはならない。
	①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
	号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等(同法第2
	条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
	②自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的
	をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
	③暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は
	積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
	④暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
	⑤暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者
補助対象事業	補助対象事業者が実施する長期滞在の促進や群馬県観光振興計画2024~202
	7 で推進する新しい旅行スタイルに資するソフト事業及びソフト事業とハード事業を
	組み合わせた事業。
	※事業が国又は県の他の補助制度の対象となっている場合は、補助対象外とする。
補助上限額	5,000千円
補助下限額	1,000千円
補助率	補助対象経費の2分の1以内
対象経費	以下の①から③までの条件すべてを満たす経費
	①使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できる経費
	②補助金交付決定後に、契約・発注により発生する経費
	③証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
	※他県市町村等との広域連携で事業を行う場合は、その共同事業体内の負担割合(又
	は対象事業の負担割合)に応じて、全体事業費の県内市町村等分のみを対象経費とす
	る。
I	